



マネージメント・レター No.13

平成26年度年末調整における留意点

I、昨年と比べて変わった点

- 1、中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会の締結した生命共済契約が加わり、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。
- 2、通勤手当の非課税限度枠が改正されました。
平成26年10月17日付官報で所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成26年10月20日以後支給する交通用具使用者の通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。
当改正は、平成26年4月1日以後支給分から遡及適用されることになっています。そのため、4月1日から10月19日までの支給分は、年末調整で精算することになりますので該当する人がいる場合には、遡及月数を計算し精算して下さい。
- 3、2年前納された国民年金保険料の社会保険料控除について
平成26年4月から、2年分の国民年金保険料を前納することができることとされています。この2年前納された国民年金保険料に係る社会保険料控除については、①納めた年に全額控除する方法と②各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択することができます。

II、その他の留意点

- 1、配偶者・扶養親族の所得金額の確認 ～給与所得だけの場合、年収103万円超だと扶養から外れることとなります。
- 2、26年度における扶養親族の異動
扶養親族で、26年度中に亡くなられた方も26年度の年末調整では、扶養親族に含まれます。
- 3、住宅借入金等特別税額控除
住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、平成26年度において借換えを行った場合で、借換手数料、登記料を含めて借換えをした場合には、借換手数料、登記料は住宅借入金等特別控除の対象になりませんので注意して下さい。